

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和6年6月27日～令和6年7月26日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・公金受取口座の制度に関するものとして、公金受取口座の登録がされていない方の申請方法や、札幌市と委託業者や金融機関との情報のやり取りについての問い合わせがあった。 ・本評価書案に関するものとして、委託業者が扱った個人情報の消去やリスク対策評価の基準についての問い合わせがあった。
⑤評価書への反映	リスク対策評価について見直しをしたほか、記載内容の加除修正を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月26日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	「評価書の「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去」の欄につき、特定個人情報そのものの保管等について記載すべきか、特定個人情報に紐づく可能性のあるもの全てについて記載すべきかの点に疑義があるため、この点を確認の上、所要の修正を行うことを条件として、特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められるため、審議会として妥当であると判断します。」との答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	